2021年は、衆議院議員総選挙が実施されます。

海外からの投票には、事前に在外選挙人名簿登録が必要です。
登録には、3か月程度かかる場合がありますので、ぜひ今手続きを！

登録・投票は簡単です

在外選挙登録資格

❶満18歳以上で　❷日本国籍を持っていて
❸海外に3か月以上お住まいの方（出国時登録申請を除く）

必要書類を準備し申請書に記入、大使館、総領事館窓口で登録申請
→ 3か月後に大使館などから住所確認の連絡を受ける
→ 選挙人証の受取

用意する物

- 旅券
- 申請書
- 居住している事を証明できる書類
  （在留届を提出済の方は不要です。）

※申請書や選挙人証が海外・国内を往復するため受取までに数か月かかります　※選挙人証受取は郵送又は窓口での受取が選べます

在外投票は次の3つの方法から選択できます

在外公館投票

直接日本大使館・総領事館（領事事務所）に出向いて投票する方法。

郵便等投票

投票用紙等を事前に請求して、記載の上、登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法。

日本国内で投票

一時帰国した方や帰国直前で転入届を提出して3か月未満の方は、日本国内でも投票できます。

同居家族による代理申請もできます。

申請者の上記書類と署名入り在外選挙人名簿登録申請書と申出書※、代理の方の旅券を御用意ください。
※申請書と申出書は領事窓口または総務省のホームページから入手できます。

外務省 1.平成22年5月に憲法改正国民投票法が施行されました。在外選挙人証をお持ちの方は国民投票にも投票できます。
2.平成30年6月から出国時登録申請が始まりました。国外転出する際に市区町村の窓口で申請できます。

詳しくは、**在ガボン日本国大使館**
TEL：011 73 22 97
Mail：amb.japon@lv.mofa.go.jp

または
外務省　在外選挙　検索　まで。